

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- ・当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- ・お客様にご負担いただくお申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、実際のお申込み金額、保有期間等に応じて異なる場合があります。

当社における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

＜口数指定でご購入する場合（例）＞

申込手数料率3.0%（税抜）のファンドを購入価額10,000円（1万口あたり）で100万口ご購入いただく場合は、

申込手数料（税抜）=100万口×10,000円÷10,000口×3.0% = 30,000円となり、合計1,030,000円（税抜）お支払いいただくことになります。

＜金額指定でご購入する場合（例）＞

100万円の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円の中から申込手数料（税込）をいただきますので、100万円全額がファンドの購入金額となるものではありません。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社の概要

- ・商号等 : マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
- ・本店所在地 : 〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号
- ・設立 : 1999 年 5 月
- ・資本金 : 12,200 百万円
- ・主な事業 : 金融商品取引業
- ・加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会
- ・指定紛争
解決機関 : 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
- ・連絡先 : ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル : 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・PHS・一部 IP 電話）
ログイン ID と暗証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト : ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力
フォームからお問合せいただけます。

以 上

（平成 29 年 2 月）

KTM_TOUSHIN_1.2

当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです
申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3%（税抜き）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税抜き）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、当社ウェブサイトや「投資信託説明書（交付目論見書）」にてご確認ください。

米国株式ボラティリティ戦略 (為替ヘッジなし)

追加型投信 / 海外 / 株式

※2021年7月21日付でファンドの名称を「米国株式ボラティリティ戦略ファンド(為替ヘッジなし)」から「PayPay 投信 米国株式ボラティリティ戦略(為替ヘッジなし)」に変更いたしました。



US STOCK MARKET
VOLATILITY STRATEGY



※本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

PayPay アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第387号

設立年月日：2004年5月12日

資本金：95百万円、運用する投資信託財産の合計純資産総額：2,854億円
(資本金・純資産総額は、2021年5月末日現在)

委託会社の照会先

照会ダイヤル：0120-580446 (営業日の9:00~17:00)

ホームページ：<https://www.paypay-am.co.jp>

受託会社 ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。



PayPay アセットマネジメント株式会社

商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 地域	投資対象 資産 (収益の源泉)	投資対象 資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式先物、 VIX 先物))	年1回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	為替ヘッジ なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

1. この目論見書により行なう「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2020年10月6日に関東財務局長に提出しており、2020年10月22日にその届出の効力が生じております。
2. 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
3. 投資信託の財産は、受託会社において信託法（平成18年法律第108号）に基づき分別管理されています。
4. 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
5. ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

1. ファンドの目的・特色

■ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

■ファンドの特色

a. 米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用します。

●米国の株価指数を対象とする先物取引(以下、「株価指数先物取引」といいます。)と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス(VIX)先物取引(以下、「VIX先物取引」といいます。)を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券においては、米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金(米国の短期公社債等を含みます。)の比率は定量モデルに基づき決定されます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、当ファンドにおいては、追加的記載事項に定める投資信託証券に限るものとします。なお、追加的記載事項に定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

b. 外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)については、原則として為替ヘッジを行ないません。

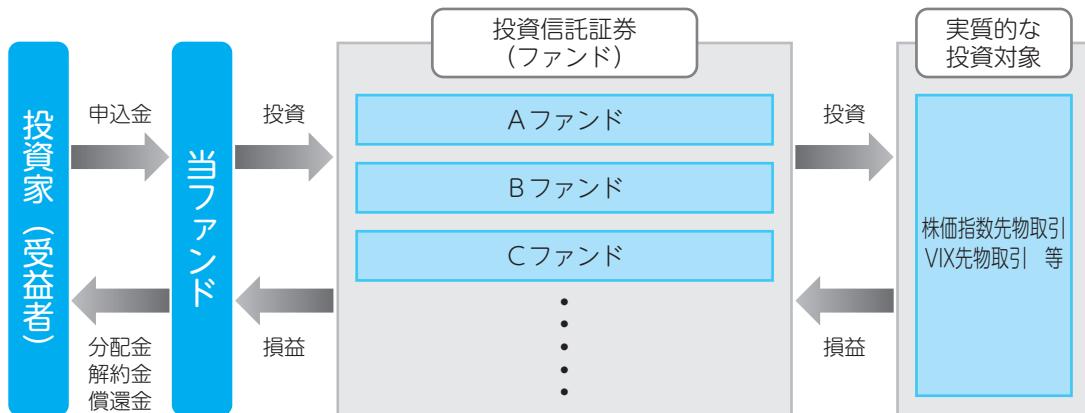
1. ファンドの目的・特色

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券(ファンド)を投資対象とする投資信託をいいます。

当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に米国の株価指数先物取引やVIX先物取引等に投資を行ないます。

＜ファンド・オブ・ファンズの仕組み＞



主な投資制限

- ①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ②株式への直接投資は行ないません。
- ③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④デリバティブの直接利用は行ないません。

分配方針

- ①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。
- ②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※上記は今後変更となる場合があります。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、投資信託証券を通じて、主として株式先物取引やVIX先物取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

＜主な変動要因＞

株式先物取引による運用に伴うリスク	株式先物取引の価格は、様々な要因(株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等)に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。
VIX先物取引による運用に伴うリスク	VIX先物取引の価格は、様々な要因(市場参加者の心理状況、株価やボラティリティ・インデックス(VIX)の水準、オプションの価値等)に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。
金利変動(公社債等の価格変動)リスク	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します(値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。)。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。
信用リスク	株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。
カントリー・リスク	投資対象国・地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難となることがあります。
為替リスク	外貨建資産(投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。)に対し原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されているものではありません。

その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

2. 投資リスク

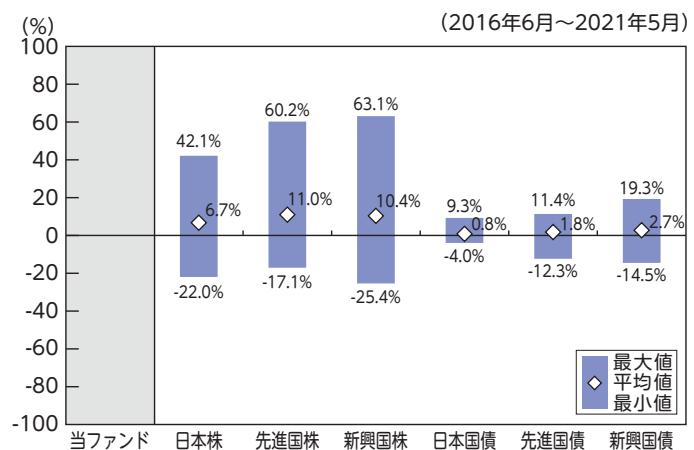
参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率については、設定日から1年を経過していないため、表示していません。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株……MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債……NOMURA-BPI国債
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。

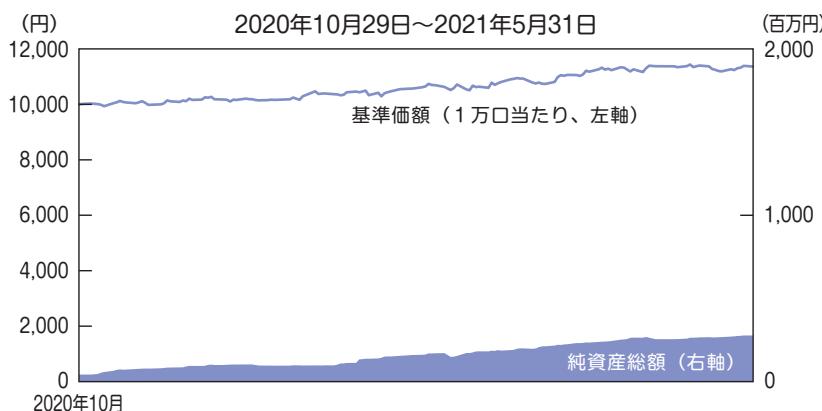
※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

3. 運用実績

データは2021年5月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2021年10月25日)	—
第2期(2022年10月25日)	—
第3期(2023年10月25日)	—
第4期(2024年10月25日)	—
第5期(2025年10月27日)	—
設定来累計	—

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

《基準価額・純資産総額》

基準価額	11,363円
純資産総額	277百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

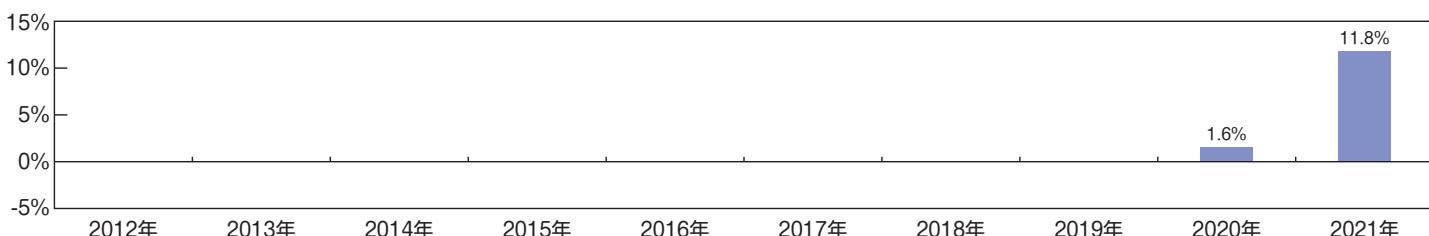
資産の種類	比率(%)
投資証券	96.3
親投資信託受益証券	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.7
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
ABRダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド	アイルランド	96.3
国内短期債券マザーファンド	日本	0.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は設定日(2020年10月29日)から年末までの騰落率、2021年は2021年5月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位とします。
購入価額	①当初申込期間 1万口当たり1万円 ②継続申込期間 購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします(ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。)。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払ください。
換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。
換金代金	換金代金は、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社でお支払いします。
申込締切時間	午後3時までとします。
購入の申込期間	①当初申込期間 2020年10月22日から2020年10月28日までとします。 ②継続申込期間 2020年10月29日から2022年1月24日までとします。 ※継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、換金の金額に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込不可日	購入・換金の申込日が以下の日と同日の場合は、原則として購入・換金の申込みを受付けないものとします。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・アイルランドの銀行の休業日
換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金のお申込みの受付を中止することがあります。
信託期間	2030年10月25日までとします(2020年10月29日設定)。
繰上償還	受益権の口数が10億口を下ることとなった場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則として、毎年10月25日に決算を行ないます。なお、当該日が休日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として、年1回の決算日に、収益分配方針に基づいて分配を行ないます。 当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金受取コース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	信託金の限度額は、1,000億円とします。
公告	委託会社が行なう公告は、電子公告により行ないます。 公告アドレス https://www.paypay-am.co.jp/notification/
運用報告書	決算時および償還時の受益者に対して、運用経過、信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

■投資者が直接的に負担する費用																				
購入時手数料	購入価額に、 2.2%(税抜2.0%) を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。購入時手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。																			
信託財産留保額	ありません。																			
■投資者が信託財産で間接的に負担する費用																				
運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に 年0.605%(税抜年0.55%) の率を乗じて得た額です。委託会社、販売会社、受託会社間の配分等については次のとおりです。																			
	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>配分等</th><th>役務の内容等</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年0.26%(税抜)</td><td>資金の運用の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年0.26%(税抜)</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年0.03%(税抜)</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr><tr><td>投資対象とする 投資信託証券</td><td>年1.25%程度</td><td>投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。</td></tr><tr><td>実質的な負担</td><td>年1.855%程度 (税込)</td><td>信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。</td></tr></tbody></table>			配分等	役務の内容等	委託会社	年0.26%(税抜)	資金の運用の対価	販売会社	年0.26%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価	投資対象とする 投資信託証券	年1.25%程度	投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。	実質的な負担	年1.855%程度 (税込)	信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。
	配分等	役務の内容等																		
委託会社	年0.26%(税抜)	資金の運用の対価																		
販売会社	年0.26%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価																		
受託会社	年0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価																		
投資対象とする 投資信託証券	年1.25%程度	投資対象とする投資信託証券における運用管理費用等(概算)です。																		
実質的な負担	年1.855%程度 (税込)	信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等(概算)を加えたものであり、実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。																		
	上記の信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日(6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。)、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。																			
その他の費用・ 手数料	①法定開示に係る費用、公告に係る費用、信託財産の監査に係る費用、法律顧問、税務顧問に対する報酬等は、信託報酬の支払いと同一の時期に信託財産中から支払われます。 ②有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、外貨建資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息等がお客様の保有期間中、その都度信託財産中から支払われます。 ※上記①および②の費用等については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。																			

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

◆税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税。 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5. 追加的記載事項

投資対象とする投資信託証券について

当ファンドが投資対象とする投資信託証券は次の通りです。各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したもので
す(個別に時点の記載がある場合を除きます。)。今後、各投資信託証券に関する記載内容
が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から
除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

1. ABRダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド

名称	ABRダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド
発行国	アイルランド
運用の基本方針	米国の株価指数を対象とする先物取引(以下、「株価指数先物取引」といいます。)と当該株価指 数を対象とするボラティリティ・インデックス(VIX)先物取引(以下、「VIX先物取引」といいます。) を活用(原則として買建てを行ないます。)し、収益の獲得を図ります。 ※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金(米国の短期公社債等を含みます。)の比率は 定量モデルに基づき決定されます。 ※株価指数先物取引とVIX先物取引の買建玉の時価総額の合計額は、原則として、ファンドの純 資産総額を超えないものとします。 ※米国の株価指数は、S&P500種株価指数(配当込み)とします。なお、株価指数は今後変更とな る場合があります。
主要な投資対象	米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金(米国の短期公社債等を含みます。)を主要投資 対象とします。
運用管理費用等	年1.25%程度
運用会社	ABRダイナミック・ファンズ・エルエルシー

*「VIX先物取引」を「VIX指数先物取引」という場合があります。

【ABRダイナミック・ファンズ・エルエルシーについて】

ABRダイナミック・ファンズ・エルエルシーは、米国の「1940年投資顧問法(Investment Advisor Act of 1940)」に基づく
「投資顧問(investment adviser)」として登録しています。

2. 国内短期債券マザーファンド

名称	国内短期債券マザーファンド
発行国	日本
運用の基本方針	残存期間の短いわが国の公社債(以下、「わが国の短期公社債」といいます。)に投資を行なうこと により、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主要な投資対象	わが国の短期公社債を中心に投資します。
運用管理費用	ありません。
運用会社	PayPayアセットマネジメント株式会社

5. 追加的記載事項

S&P500®は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJI」)の商品であり、これを利用するライセンスがPayPayアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。PayPayアセットマネジメント株式会社の商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500®のいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。



PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略 (為替ヘッジなし)

追加型投信／海外／株式

※2021年7月21日付でファンドの名称を「米国株式ボラティリティ戦略ファンド(為替ヘッジなし)」から
「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略(為替ヘッジなし)」に変更いたしました。

◆本文書にかかる「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2020年10月6日に関東財務局長に提出しており、2020年10月22日にその届出の効力が生じております。

発 行 者 名	PayPayアセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	代表取締役 明丸 大悟
本店の所在の場所	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
有価証券届出書の写し を縦覧に供する場所	該当事項はありません。

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により
交付される目論見書(請求目論見書)です。
課税上は株式投資信託として取り扱われます。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）※

※2021年7月21日付でファンドの名称を「米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）」から「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」に変更いたしました。

以下、「米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」または「当ファンド」という場合があります。

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型、委託者指図型）の受益権です。

当初の信託元本は、1万口当たり1万円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、下記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1. 当初申込期間

1,000億円を上限とします。

2. 継続申込期間

10兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

1. 当初申込期間

1万口当たり1万円とします。

2. 継続申込期間

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額※とします。

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）をそのときの受益権総口数で除した金額で、当ファンドにおいては、1万口当たりの価額で表示します。基準価額は日々変動します。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」にお問い合わせください。また、日本経済新聞にも掲載されます。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

(5) 【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

ただし、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(7) 【申込期間】

1. 当初申込期間

2020年10月22日から2020年10月28日までとします。

2. 継続申込期間

2020年10月29日から2022年1月24日までとします。

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新する予定です。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの受益権の申込取扱場所（販売会社）は、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

1. 当初申込期間

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、発行価額の総額は、販売会社によって、当初設定日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

2. 継続申込期間

取得申込代金のお支払期日については、販売会社にお問い合わせください。なお、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は販売会社とします。販売会社については、上記「(4) 発行（売出）価格」に記載の照会先にお問い合わせください。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 申込み証拠金

該当事項はありません。

② 本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われます。

当ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

② 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

③ ファンドの基本的性格

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類・属性区分は以下の通りです。

商品分類	単位型投信・追加型投信	追加型投信
	投資対象地域	海外
	投資対象資産(収益の源泉)	株式
属性区分	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式先物、VIX先物))
	決算頻度	年1回
	投資対象地域	北米
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

商品分類表の各項目の定義について

- 「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 「海外」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表の各項目の定義について

- 「その他資産(投資信託証券(株式先物、VIX先物))」とは、目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に株式先物、VIX先物に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
- 「年1回」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 「北米」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米の地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・「為替ヘッジなし」とは、目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドの商品分類及び属性区分に該当しない定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

④ ファンドの特色

a. 米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用します。

米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券においては、米国の株価指数先物取引とVIX先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）の比率は定量モデルに基づき決定されます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、当ファンドにおいては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託会社の判断により変更となる場合があります。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。

b. 外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※上記は2021年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。ファンド・オブ・ファンズ方式の仕組みについては、（3）「ファンドの仕組み」をご参照ください。

※当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

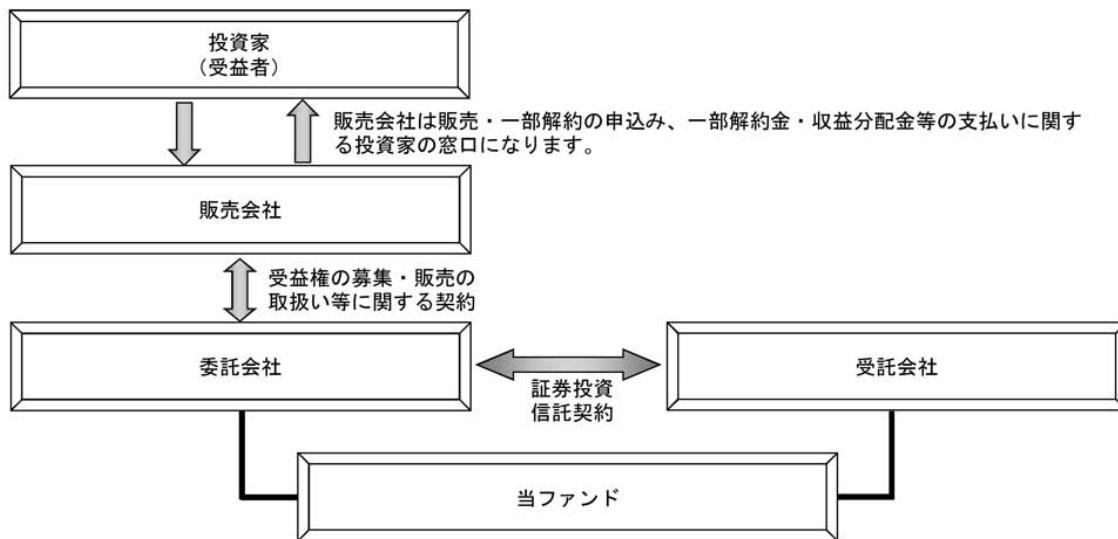
（2）【ファンドの沿革】

2020年10月29日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2021年7月21日 ファンドの名称を「米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）」から「PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）」へ変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



委託会社：PayPayアセットマネジメント株式会社

信託財産の運用指図等を行ないます。

受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

信託財産の管理業務等を行ないます。

販売会社：

当ファンドの募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払いの取扱い等を行ないます。

② 関係法人との契約等の概要

a. 証券投資信託契約

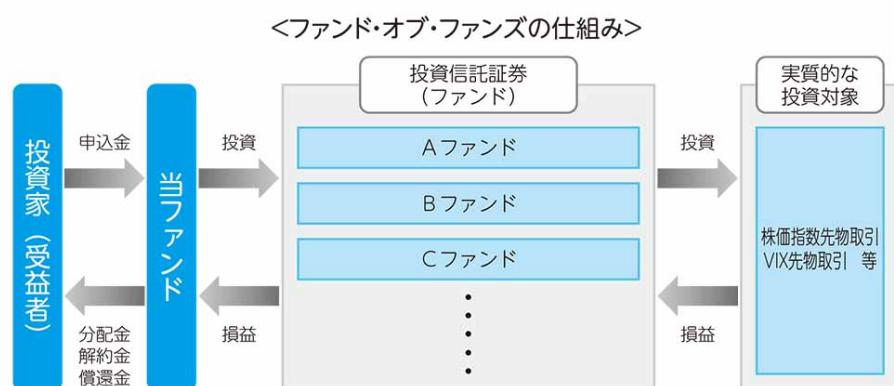
委託会社と受託会社との間において締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において締結しており、販売会社が行なう受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、一部解約の取扱い等を規定しています。

当ファンドの運用は、ファンド・オブ・ファンズ方式により行ないます。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とする投資信託をいいます。当ファンドは投資信託証券への投資を通じて、実質的に株価指数先物取引やVIX先物取引等に投資を行ないます。



③ 委託会社等の概況（2021年5月末日現在）

a. 資本金の額

資本金の額は金95百万円です。

b. 委託会社の沿革

平成16年5月12日 「株式会社フィスコアセットマネジメント」設立

平成16年8月4日 有価証券に係る投資顧問業の登録

平成19年1月30日 投資信託委託業の認可取得

平成20年5月20日 商号を「株式会社フィスコアセットマネジメント」から「TAKMAキャピタル株式会社」に変更

平成21年4月1日 商号を「TAKMAキャピタル株式会社」から「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」に変更

平成25年4月1日 商号を「ITCインベストメント・パートナーズ株式会社」から「アストマックス投信投資顧問株式会社」に変更

令和3年3月8日 商号を「アストマックス投信投資顧問株式会社」から「PayPayアセットマネジメント株式会社」に変更

c. 大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
Zフィナンシャル株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	35,635株	50.1%
アストマックス株式会社	東京都品川区東五反田二丁目10番2号	35,494株	49.9%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

①投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいいます。）に投資を行ないます。

②投資態度

・米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、この投資信託においては、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券に限るものとします。なお、投資対象として定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託者の判断により変更となる場合があります。

・外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。

・市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「投資態度」の投資対象として定める投資信託証券は、以下の通りです。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券

・アイルランド籍外国投資証券A B Rダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド

わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券

・親投資信託国内短期債券マザーファンド

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券は、運用実績等を勘案し選定します。また、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券は、投資対象の流動性等を勘案し選定します。

(2) 【投資対象】

① この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、委託会社があらかじめ投資対象として定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
なお、第3号の証券を以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

◆当ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要は、以下の通りです。

各投資信託証券に関する記載内容については、本書作成日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したもので（個別に時点の記載がある場合を除きます。）。今後、各投資信託証券に関する記載内容が変更となる場合があります。また、繰上償還等により投資対象とする投資信託証券から除外される場合、あるいは、新たに投資信託証券が追加される場合等があります。

同一銘柄の投資信託証券（一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しない投資信託証券は除きます。）について、信託財産の純資産総額の10%を超えて投資する場合があります。

名称	A B R ダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティ ファンド (A B R Dynamic Blend Equity and Volatility Fund)
発行国	アイルランド
運用の基本方針	<p>米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「V I X先物取引」といいます。）を活用（原則として買建てを行ないます。）し、収益の獲得を図ります。</p> <p>※米国の株価指数先物取引とV I X先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）の比率は定量モデルに基づき決定されます。</p> <p>※株価指数先物取引とV I X先物取引の買建玉の時価総額の合計額は、原則として、ファンドの純資産総額を超えないものとします。</p> <p>※米国の株価指数は、S & P 500種株価指数（配当込み）とします。なお、株価指数は今後変更となる場合があります。</p>
主要な投資対象	米国の株価指数先物取引とV I X先物取引、現金（米国の短期公社債等を含みます。）を主要投資対象とします。
運用管理費用等	年1.25%程度
運用会社	A B R ダイナミック・ファンズ・エルエルシー
保管会社	S E I インベストメンツ - デポジッタリー・アンド・カストディアル・サービスーズ（アイルランド）リミテッド

* 「V I X先物取引」を「V I X指数先物取引」という場合があります。

※A B R ダイナミック・ファンズ・エルエルシー

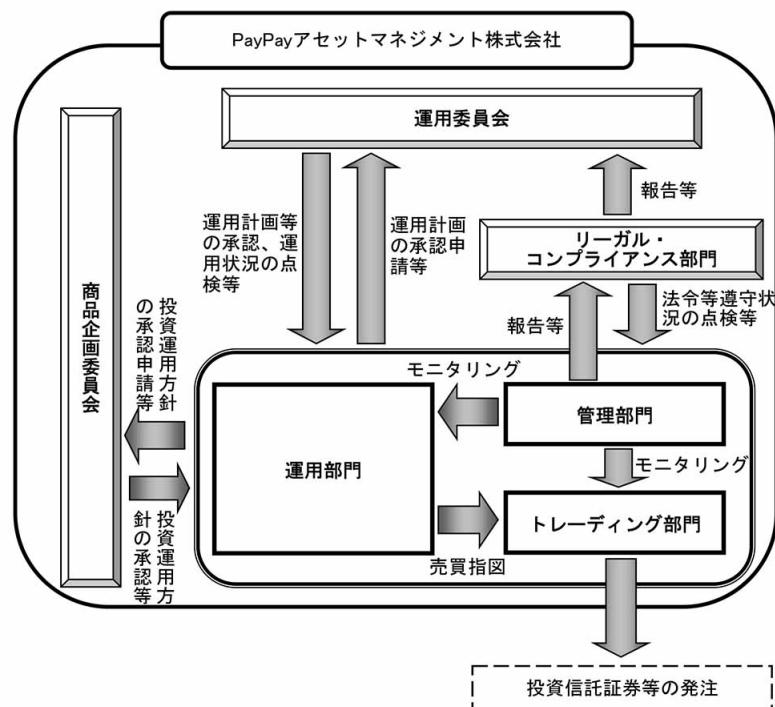
A B R ダイナミック・ファンズ・エルエルシーは、米国の「1940年投資顧問法（Investment Advisor Act of 1940）」に基づく「投資顧問（investment adviser）」として登録しています。

名称	国内短期債券マザーファンド
発行国	日本
運用の基本方針	残存期間の短いわが国の公社債（以下、「わが国の短期公社債」といいます。）に投資を行なうことにより、安定した収益の確保を目指して運用を行ないます。
主要な投資対象	わが国の短期公社債を中心に投資します。
運用管理費用等	ありません。
委託会社	PayPayアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱U F J 信託銀行株式会社

S&P500®は、S&P Globalの一部門であるS&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社（「SPDJI」）の商品であり、これを利用するライセンスがPayPayアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC（「S&P」）の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC（「Dow Jones」）の登録商標です。PayPayアセットマネジメント株式会社の商品は、SPDJI、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によってスポンサー、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、S&P500®のいかなる過誤、遗漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

(3) 【運用体制】

- ◆委託会社では、投資運用方針の審議・決定機関である商品企画委員会の決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。
 - ◆トレーディング部門は、運用部門の指図に基づいた発注および約定の確認等を行ないます。トレーディング部門は、運用部門が決定する投資内容がファンドの投資運用方針等に沿っているかどうかの第一次チェックを行ない、必要に応じて速やかに是正措置を講じます。また、管理部門においても日々運用状況のモニタリングを行なっており、運用委員会で承認された運用計画と投資行動の整合性、法令および信託約款、運用ガイドライン等の遵守状況等を確認します。
 - ◆リーガル・コンプライアンス部門は、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して運用状況の点検を行なうとともに、管理部門が行なうモニタリングの適切性等の確認を行なっています。これらの結果は月次の運用委員会に報告され、同委員会でも運用状況の点検等が行なわれます。



- ◆委託会社では、受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合等を行なっています。また、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の遂行状況等をモニターしています。
 - ◆委託会社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンド・マネージャーが遵守すべき規定並びにデリバティブ取引、資金の借入れ、外国為替の予約取引、信用取引等に關して各々、取扱い基準を設けています。

※上記は2021年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方針」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

※配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

◆ファンドの決算日

原則として毎年10月25日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- ① 投資信託証券への投資割合（信託約款）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

- ② 株式への投資割合（信託約款）

株式への直接投資は行ないません。

- ③ 外貨建資産への投資割合（信託約款）

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

- ④ デリバティブの使用（信託約款）

デリバティブの直接利用は行ないません。

- ⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限（信託約款）

1. 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

2. 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないこととし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

- ⑥ 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることがあります。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

2. 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

4. 上記1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

- ⑦ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- ⑧ 外国為替予約取引の指図（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ⑨ 資金の借入れ（信託約款）

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。
- ⑩ 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
投資信託財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを内容とした運用を行なうことはできません。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、主として株式先物取引やVIX先物取引などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、全て投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金と異なります。

なお、当ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

① 株式先物取引による運用に伴うリスク

株式先物取引の価格は、様々な要因（株価水準、政治・経済・社会情勢、金融・証券市場の動向、貿易動向等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

② VIX先物取引による運用に伴うリスク

VIX先物取引の価格は、様々な要因（市場参加者の心理状況、株価やボラティリティ・インデックス（VIX）の水準、オプションの価値等）に基づき変動します。先物市場の変動の影響を受け、基準価額が下落し、投資元本を下回ることがあります。

③ 金利変動（公社債等の価格変動）リスク

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。当ファンドが実質的に組入れている公社債の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

④ 流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

⑤ 信用リスク

株式や公社債等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、当該株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

⑥ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合等には、運用の基本方針に沿った運用を行なうことが困難となることがあります。

⑦ 為替リスク

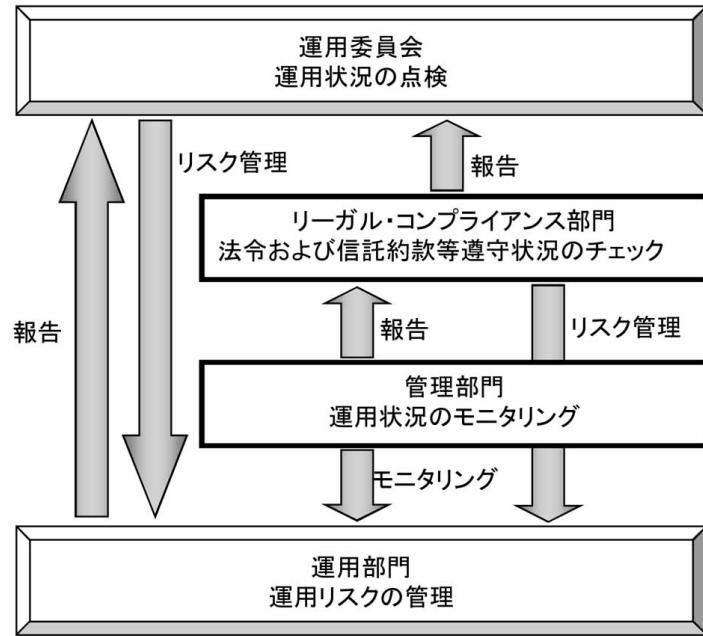
外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）に対し原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替相場の変動により当ファンドの基準価額が影響を受けます。

⑧ 一部解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者によるファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てるために保有する有価証券等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等の状況によっては、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が下落することが考えられます。

⑨ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には運用の基本方針にしたがって運用ができない場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制



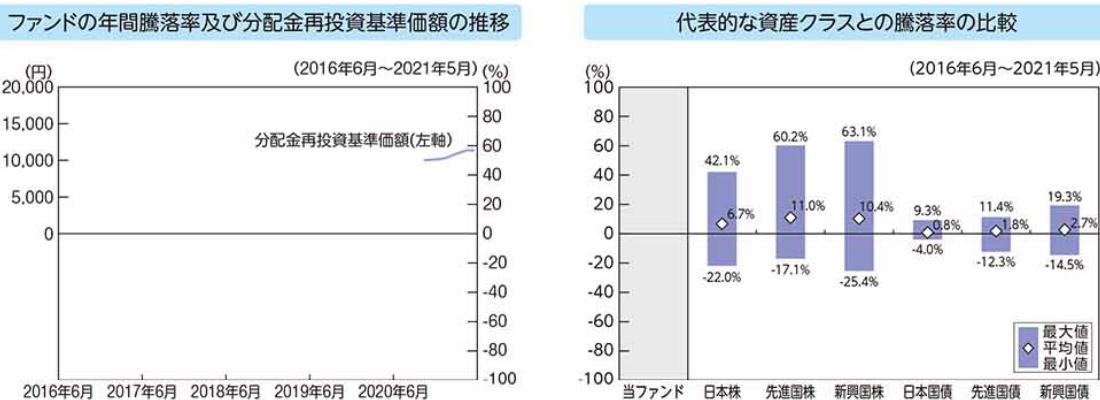
- ① 信託財産における運用リスクについては、運用部門責任者およびファンド・マネージャーが常時モニターし、協議、点検を行なっています。
- ② リーガル・コンプライアンス部門においては、管理部門からのモニタリング結果の報告等を通して法令および信託約款等の遵守状況を日々チェックしています。
- ③ これらの結果は、代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される月次の運用委員会に報告されており、同委員会でも運用状況の点検が行なわれています。

※上記は2021年5月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2. 投資リスク

参考情報

下記のグラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 左のグラフは、過去5年間の当ファンドの年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。
 右のグラフは、過去5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算したものであり、実際の基準価額と異なる場合があります。分配金再投資基準価額は設定日の属する月の月末より表示しています。
- * 当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額に基づき計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。当ファンドの年間騰落率については、設定日から1年を経過していないため、表示していません。
- * 各資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株……東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
 - 先進国株……MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 - 日本国債……NOMURA-BPI国債
 - 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 - 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
- ※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースで表示しています。
 ※各指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利は以下の通り帰属します。

指数	帰属
東証株価指数	株式会社東京証券取引所
MSCIコクサイ・インデックス	MSCI Inc.
MSCIエマージング・マーケット・インデックス	MSCI Inc.
NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
FTSE世界国債インデックス	FTSE Fixed Income LLC
JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	J.P.Morgan Securities LLC

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 申込手数料は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た金額とします。

販売会社が定める手数料率については、販売会社にお問い合わせください。

② 税引き後の収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とし、申込手数料は無手数料となります。

※当ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

<受付時間>営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

※申込手数料は、購入時の商品および投資環境に関する説明や情報提供、事務手続き等の対価として販売会社にお支払いいただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.605%（税抜年0.55%）の率を乗じて得た額です。

委託会社、受託会社、販売会社間の配分については次の通りです。

信託報酬の配分 (税抜)	委託会社	年0.26%
	受託会社	年0.03%
	販売会社	年0.26%

信託報酬の総額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：資金の運用の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

上記以外にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても運用管理費用（信託報酬）等がかかります。信託報酬に投資対象とする投資信託証券の運用管理費用等（概算）を加えた実質的な信託報酬率（概算）は年1.855%程度（税込）になります。実質的な信託報酬率は、投資信託証券の実際の組入状況により変動します。また、投資対象とする投資信託証券の変更等（投資対象とする投資信託証券の運用管理報酬等の変更を含みます。）により今後変更となる場合があります。

(4) 【その他の手数料等】

① その他の費用

(イ) ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

(ロ) 信託財産において一部解約金の支払資金等に不足額が生じるときに資金借入れを行なった場合、その借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(ハ) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

② 以下に定める諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

(イ) 信託約款の作成および監督官庁への届出等に係る費用

(ロ) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ハ) 目論見書の作成、印刷および交付等に係る費用

(ニ) 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用

(ホ) 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷等に係る費用

(ヘ) この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用

(ト) 投資信託財産の監査に係る費用

(チ) この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

③ 上記②の諸費用は、委託会社が合理的な見積率により計算した額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。なお、これら諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

※ 上記「その他の手数料等」については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 当ファンドの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券において負担する費用・手数料等>

各投資信託証券の投資対象等に応じて、監査に係る費用、法律顧問等に対する報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、借入金の利息、事務処理に要する諸費用、資産の保管等に要する費用等を負担する場合があります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は、株式投資信託として取扱われます。

① 個別元本について

a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、複数支店で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の把握方法が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

c. 元本払戻金（特別分配金）が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

② 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、

- a. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。
- b. 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

- a. 個人の受益者に対する課税

1. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除は適用されません。）を選択することもできます。

2. 一部解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。なお、源泉徴収選択口座においては原則として確定申告は不要となります。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は税法上、NISAの適用対象となります。NISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、「ジュニアNISA」は、年間80万円の範囲で20歳未満の方を対象とした非課税制度となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- b. 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度は適用されません。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

以下は2021年5月31日現在の運用状況です。また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資証券	アイルランド	267,165,673	96.31
親投資信託受益証券	日本	49,970	0.02
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	10,194,934	3.68
合計（純資産総額）	—	277,410,577	100.00

＜ご参考＞国内短期債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
国債証券	日本	17,363,521,370	97.45
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	453,660,603	2.55
合計（純資産総額）	—	17,817,181,973	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		投資比率（%）
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	アイルランド	投資証券	ABRダイナミックブレンド・エクイティ＆ボラティリティファンド	21,767	11,644.84	253,470,323	12,274.02	267,165,673	96.31
2	日本	親投資信託受益証券	国内短期債券マザーファンド	50,006	0.9999	50,000	0.9993	49,970	0.02

種類別及び業種別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資証券	96.31
親投資信託受益証券	0.02
合計	96.32

②【投資不動産物件】

該当事項はございません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はございません。

<ご参考>国内短期債券マザーファンド

①投資有価証券の主要銘柄

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価		時価		利率 (%)	償還日	投資比率 (%)
					単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)			
1	日本	国債証券	第992回国庫短期証券	6,550,000,000	1.0002	6,551,681,250	1.0002	6,551,355,850	0	2021/8/10	36.77
2	日本	国債証券	第995回国庫短期証券	6,200,000,000	1.0002	6,201,618,200	1.0002	6,201,519,000	0	2021/8/23	34.81
3	日本	国債証券	第990回国庫短期証券	2,400,000,000	1.0002	2,400,673,500	1.0001	2,400,439,200	0	2021/8/2	13.47
4	日本	国債証券	第983回国庫短期証券	800,000,000	1.0001	800,141,600	1.0001	800,080,000	0	2021/7/5	4.49
5	日本	国債証券	第959回国庫短期証券	610,000,000	1.0002	610,150,060	1.0000	610,025,620	0	2021/6/16	3.42
6	日本	国債証券	第986回国庫短期証券	600,000,000	1.0002	600,152,400	1.0001	600,085,200	0	2021/7/19	3.37
7	日本	国債証券	第979回国庫短期証券	150,000,000	1.0002	150,039,150	1.0000	150,008,400	0	2021/6/21	0.84
8	日本	国債証券	第987回国庫短期証券	50,000,000	1.0002	50,013,350	1.0001	50,008,100	0	2021/7/26	0.28

種類別及び業種別の投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	—	97.45
合計		97.45

②投資不動産物件

該当事項はございません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

2021年5月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
2020年10月末日	42	—	1.0017	—
11月末日	85	—	1.0087	—
12月末日	95	—	1.0160	—
2021年1月末日	137	—	1.0330	—
2月末日	154	—	1.0718	—
3月末日	220	—	1.1052	—
4月末日	255	—	1.1375	—
5月末日	277	—	1.1363	—

(注) 純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

②【分配の推移】

該当事項はございません。

③【收益率の推移】

計算期間	収益率 (%)
第1期（中間期）	13.9

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間	設定口数	解約口数	発行済口数
第1期（中間期）	329,695,186	98,126,861	231,568,325

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

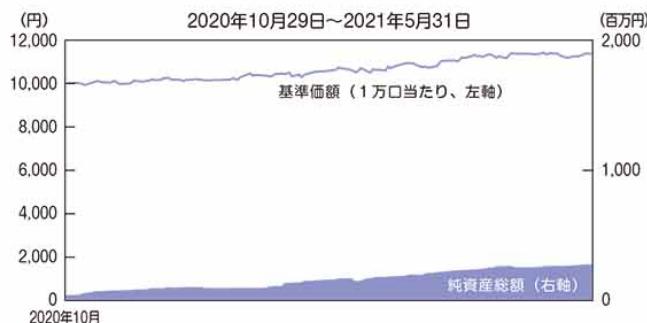
(注2) 第1期の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

(参考情報)

3. 運用実績

データは2021年5月末日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は、信託報酬等控除後のものです。

分配の推移

決算期	分配金
第1期(2021年10月25日)	—
第2期(2022年10月25日)	—
第3期(2023年10月25日)	—
第4期(2024年10月25日)	—
第5期(2025年10月27日)	—
設定来累計	—

※分配金は、1万口当たり、税引き前の値を記載しています。

基準価額・純資産総額

基準価額	11,363円
純資産総額	277百万円

主要な資産の状況

◆ポートフォリオの状況

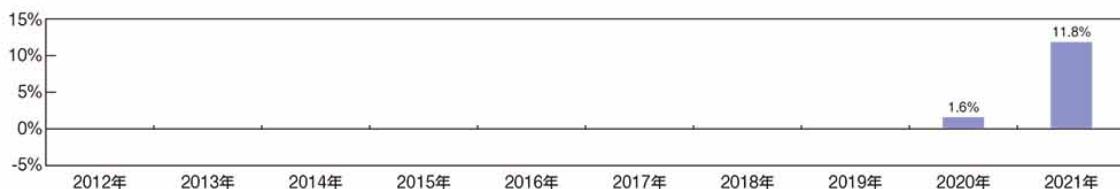
資産の種類	比率(%)
投資証券	96.3
親投資信託受益証券	0.0
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	3.7
合計(純資産総額)	100.0

◆組入銘柄の状況

銘柄名	国・地域	比率(%)
ABRダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド	アイルランド	96.3
国内短期債券マザーファンド	日本	0.0

※比率は、純資産総額に対する評価額の割合を記載しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにベンチマークはありません。

※2020年は設定日(2020年10月29日)から年末までの騰落率、2021年は2021年5月末日までの騰落率を記載しています。

※騰落率は、税引前の分配金が分配時に再投資されたものとみなして計算しています。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

お申込みには、分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受取るコース（「分配金受取コース」といいます。）と、分配金が税引き後無手数料で再投資されるコース（「分配金再投資コース」といいます。）の2つのコースがあります。ただし、販売会社によって取扱うコースが異なることがありますので、お申込みの際は、必ず販売会社にご確認ください。

受益権の取得申込者は「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」のいずれかの方法により取得の申込みを行ないます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。

なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(3) 申込単位は、販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合は、1口以上1口単位となります。

(4) 受益権の販売価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額（当初申込期間中は1万口当たり1万円）とします。

ただし、「分配金再投資コース」により、税引き後の収益分配金を再投資する場合の価額は、原則として決算日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは下記「照会先」に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 当ファンドの受益権の取得申込は、毎営業日に販売会社において受けます。ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所もしくはアイルランドの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付は行ないません。なお、取得申込の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎてのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

また、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することができます。

(6) 受益権の取得申込者は、お申込金額と申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を販売会社が指定する期日までにお支払いいただきます。

※ファンドの販売会社、基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

■ 照会先 ■

PayPayアセットマネジメント株式会社

照会ダイヤル：Tel 0120-580446

＜受付時間＞営業日の午前9時～午後5時

ホームページ [<https://www.paypay-am.co.jp>]

2 【換金（解約）手続等】

受益者は、保有する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。

(1) 受益者は、原則として毎営業日において、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。ただし、一部解約請求の申込日がニューヨーク証券取引所もしくはアイルランドの銀行の休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約請求の受付は行いません。なお、一部解約の実行の請求をする場合は、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎての一部解約の実行の請求は、翌営業日の取扱いとなります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

(2) 一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(3) 委託会社は、一部解約の実行の請求を受けたときは、1口単位をもってこの信託契約の一部を解約します。

(4) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受けた日の翌々営業日の基準価額とします。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、基準価額は、日本経済新聞にも掲載されます。

(5) 一部解約金は、一部解約の実行の請求を受けた日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(6) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。また、信託財産の資産管理を円滑に行なうために大口の一部解約の実行の請求には、制限を設ける場合があります。

(7) 一部解約の実行の請求の受付が中止されたときは、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額で、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示します。基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。

なお、信託財産に属する外貨建資産の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、販売会社もしくは上記「1 申込（販売）手続等」に記載の照会先に問い合わせることにより知ることができます。また、日本経済新聞にも掲載されます。

② 投資信託証券の評価は、原則として基準価額計算時に知り得る直近の日（親投資信託は、原則として基準価額計算日）の基準価額で評価します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

当ファンドの信託期間は2030年10月25日までとします。ただし、下記「(5) その他 ① 信託の終了」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

① 当ファンドの計算期間は、原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとします。
② 上記の場合において、計算期間の最終日が休日に当たるときは、休日の翌営業日を当該計算期間の最終日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。なお、第1計算期間は、当初設定日から2021年10月25日までとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、上記1. の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

5. 上記2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記2. から4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
 6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、「②信託約款の変更」の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 信託約款の変更
1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本「②信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 2. 委託会社は、上記1. の事項（上記1. の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
 3. 上記2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下、本3.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 4. 上記2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
 6. 上記2. から5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
 7. 上記1. から6. までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。
 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記1. から7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が自己が保有する受益権について一部解約の実行の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、上記①に規定する信託契約の解約または上記②に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④ 関係法人との契約の更改等

a. 受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとします。

⑤ 運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券の売買状況、費用明細等のうち重要な事項を記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページ（<https://www.paypay-am.co.jp>）に掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

⑥ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

a. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

b. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告により行ないます。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

① 受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

② 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に帰属します。

③ 受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

a. 「分配金受取コース」により取得している場合

収益分配金は、毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「分配金再投資コース」により取得している場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

④ 受益者が、収益分配金について上記③の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

- ① 受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。
- ② 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、販売会社において支払います。
なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、上記②の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

- ① 受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行なうものとします。
一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ② 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対受益者の買取請求権

上記「3 資産管理等の概要 (5) ③」の項をご参照ください。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表の記載金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（自令和2年10月29日 至令和3年4月28日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年6月18日

PayPay アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

山田 信え


中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）の令和2年10月29日から令和3年4月28日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）の令和3年4月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和2年10月29日から令和3年4月28日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、PayPay アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

PayPay アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 【財務諸表】

中間財務諸表

【米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (令和3年4月28日現在)	
資産の部	
流动資産	
預金	244,832
コール・ローン	16,095,975
投資証券	256,572,503
親投資信託受益証券	49,975
流动資産合計	272,963,285
資産合計	272,963,285
负债の部	
流动负债	
未払解約金	7,963,226
未払受託者報酬	23,218
未払委託者報酬	402,353
未払利息	8
その他未払費用	726,110
流动负债合計	9,114,915
负债合計	9,114,915
純資産の部	
元本等	
元本	231,568,325
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	32,280,045
元本等合計	263,848,370
純資産合計	263,848,370
負債純資産合計	272,963,285

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間
(自 令和2年10月29日
至 令和3年4月28日)

営業収益	
受取利息	39
有価証券売買等損益	16,925,734
為替差損益	6,353,861
営業収益合計	23,279,634
営業費用	
支払利息	1,703
受託者報酬	23,218
委託者報酬	402,353
その他費用	735,587
営業費用合計	1,162,861
営業利益又は営業損失（△）	22,116,773
経常利益又は経常損失（△）	22,116,773
中間純利益又は中間純損失（△）	22,116,773
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	3,868,524
期首剰余金又は期首次損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	16,704,429
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	16,704,429
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,672,633
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,672,633
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	32,280,045

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p> <p>3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p> <p>4. 収益及び費用の計上基準</p> <p>5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項</p>	<p>(1) 投資証券 移動平均法に基づき時価で評価しております。時価評価にあたっては、中間計算期間末日に知りうる直近の日の当該投資証券の運用会社等が提示する基準価額で評価しております。</p> <p>(2) 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しております。</p> <p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、国内における中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(1) 外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p> <p>(2) ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として毎年10月26日から翌年10月25日までとしておりますが、第1期中間計算期間は期首が設定日のため、令和2年10月29日から令和3年4月28日までとなっております。</p>
--	---

(中間貸借対照表に関する注記)

第1期中間計算期間 (令和3年4月28日現在)	
1. 当該中間計算期間末日における受益権の総数	231, 568, 325口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	-円
3. 1口当たり純資産額 (10, 000口当たり純資産額)	1. 1394円 (11, 394円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

	第1期中間計算期間 (自 令和2年10月29日 至 令和3年 4月28日)
剰余金増加額・減少額及び欠損金減少額・増加額	「中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額」及び「中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額」はそれぞれ剰余金減少額と増加額との純額を表示しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第1期中間計算期間 (令和3年4月28日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 投資証券、親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記) に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

第1期中間計算期間 (自 令和2年10月29日 至 令和3年 4月28日)	
期首元本額	42,487,984円
期中追加設定元本額	287,207,202円
期中一部解約元本額	98,126,861円

<ご参考>

国内短期債券マザーファンド

当ファンドは、「国内短期債券マザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券です。

なお、同マザーファンドの令和3年4月28日現在（以下「計算日」といいます。）の状況は次の通りです。

「国内短期債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査意見の対象外となっております。

（1）貸借対照表

	(令和3年4月28日現在)
科目	金額（円）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	1,215,316,466
国債証券	14,904,469,918
流動資産合計	16,119,786,384
資産合計	16,119,786,384
負債の部	
流動負債	
未払金	900,252,000
未払利息	630
流動負債合計	900,252,630
負債合計	900,252,630
純資産の部	
元本等	
元本	15,228,393,821
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△8,860,067
元本等合計	15,219,533,754
純資産合計	15,219,533,754
負債純資産合計	16,119,786,384

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、または価格情報会社の提供する価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(令和3年4月28日現在)
1. 計算日における受益権の総数	15,228,393,821口
2. 「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第55条の6第10号に規定する額	元本の欠損 8,860,067円
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	0.9994円 (9,994円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

(令和3年4月28日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品については、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 (1) 国債証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) 上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4. 金銭債権の計算日後の償還予定額 金銭債権は全て1年以内に償還予定であります。

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の変動

(自 令和2年10月29日
至 令和3年 4月28日)

期首元本額	1,800,000,000円
期中追加設定元本額	14,055,512,566円
期中一部解約元本額	627,118,745円
計算日における元本額	15,228,393,821円
計算日における元本額の内訳 *	
米国株式ボラティリティ戦略ファンド（為替ヘッジなし）	50,006円
米国株式・国債ローテーション戦略ファンド（適格機関投資家私募）	1,800,000,000円
日経225カバードコール戦略ファンド2020-09（適格機関投資家私募）	5,000,500,051円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-10（適格機関投資家私募）	5,073,507,352円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-11（適格機関投資家私募）	2,401,440,866円
米ドルブルファンドIII（適格機関投資家私募）	950,995,259円
安定運用移行型日経225インデックスオープン2020-11（適格機関投資家私募）	950,096円
安定運用移行型米国株式インデックスオープン2020-12（適格機関投資家私募）	950,191円

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2021年5月31日現在

I 資産総額	278, 554, 666 円
II 負債総額	1, 144, 089 円
III 純資産総額 (I - II)	277, 410, 577 円
IV 発行済数量	244, 138, 494 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1, 1363 円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、当ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 貸渡制限の内容

貸渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(9) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

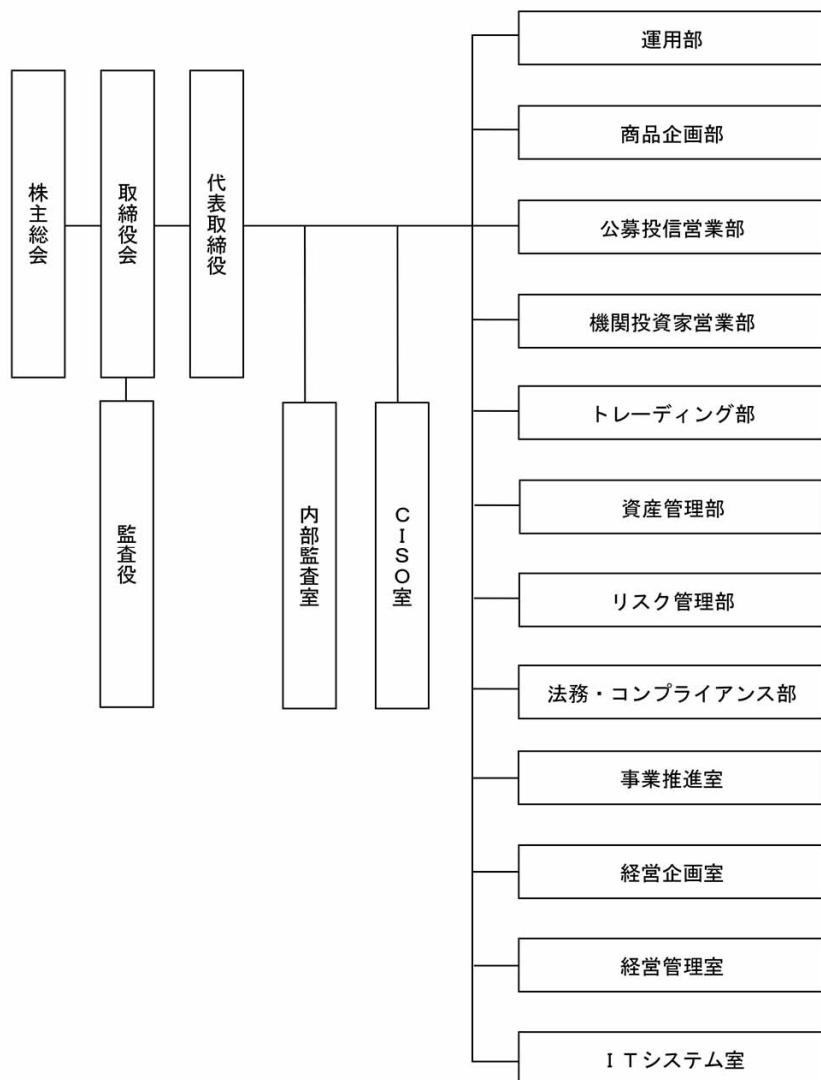
(1) 資本金の額

2021年5月末日現在の資本金の額は金95百万円です。なお、発行可能株式総数は100,000株であり、発行済株式総数は71,129株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 会社の機構

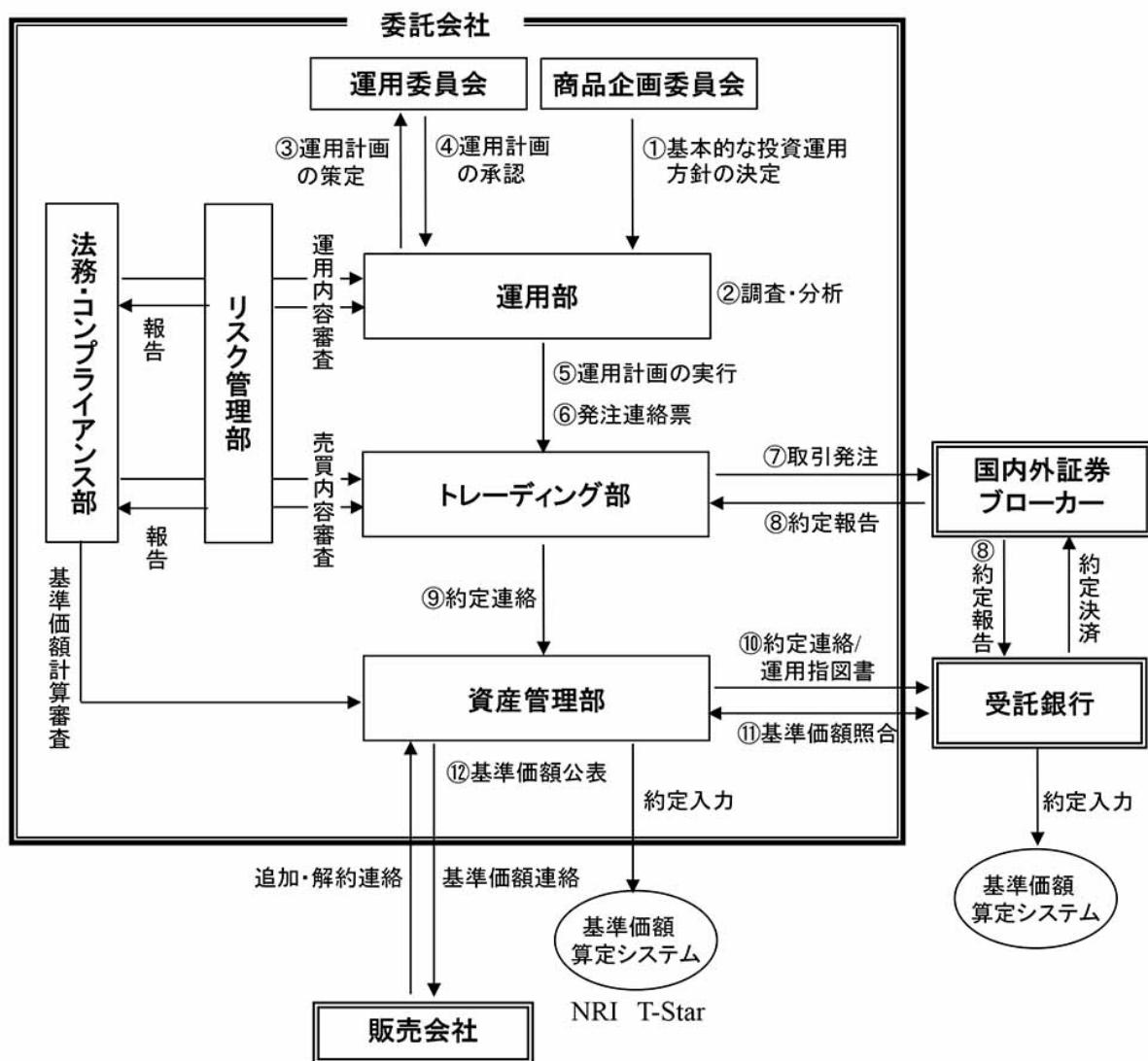
a. 組織図



b. 投資信託財産の運用の指図に係わる決定を行なう社内組織：

代表取締役、運用部門責任者、リーガル・コンプライアンス部門責任者等で構成される商品企画委員会を投資運用方針の審議・決定機関として、その決定に則り、運用部門が運用計画の策定、信託財産の運用の指図に関する事項を担当しています。投資方針の決定から運用の指図及び投信計理処理の流れは、下図「投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ」のとおりです。

投資運用の意思決定と運用指図実施及び計理処理の流れ



※ 内部監査室は、上記のうち委託会社の全ての業務の監査を行なっています。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっております。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務、第二種金融商品取引業務を行なっております。

委託会社の運用する証券投資信託は2021年5月末日現在次の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	61	239,439
単位型株式投資信託	17	37,146
追加型公社債投資信託		
単位型公社債投資信託	2	8,893
合計	80	285,479

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

- (1) 委託会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき作成しております。
- (2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2021年6月24日

PayPay アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

山田 信之



監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているPayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2020年4月1日から2021年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、PayPayアセットマネジメント株式会社（旧社名 アストマックス投信投資顧問株式会社）の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(1) 【貸借対照表】

区分	前事業年度 (2020年3月31日現在)		当事業年度 (2021年3月31日現在)	
	金額		金額	
(資産の部)		千円	千円	千円
I 流動資産				千円
1 現金・預金		247,640		273,008
2 前払費用		20,428		13,388
3 未収委託者報酬		255,503		203,230
4 未収運用受託報酬		2,775		2,478
5 未収投資助言報酬		10,261		4,170
6 未収収益		18,245		1,475
7 金銭の信託		1,000		1,000
8 未収還付法人税		38,065		649
9 その他		9,050		12,650
流動資産合計		602,970		512,052
II 固定資産				
1 有形固定資産		87,414		76,130
(1) 建物	*1	55,738	51,845	
(2) 器具備品	*1	31,676	24,284	
2 無形固定資産		13,302	9,947	9,947
(1) ソフトウェア		13,302	9,947	
3 投資その他の資産		177,647	37,000	84,114
(1) 投資有価証券		129,503	173	
(2) 出資金		173	46,855	
(3) 長期差入保証金		46,855	85	
(4) その他		1,116		
固定資産合計		278,365		170,192
資産合計		881,336		682,244
(負債の部)				
I 流動負債				
1 預り金		11,681		10,802
2 未払金		96,161		91,877
(1) 未払手数料		81,124	69,392	
(2) その他未払金		15,037	22,484	
3 関係会社未払金		12,432		7,180
4 未払費用		89,996		89,023
5 未払法人税等		1,624		2,290
6 未払消費税等		-		5,104
7 賞与引当金		24,499		28,906
8 前受金		-		134
流動負債合計		236,396		235,318
II 固定負債				
1 繰延税金負債		7,513		8,723
2 資産除去債務		23,648		23,672
3 その他		2,371		2,371
固定負債合計		33,534		34,767
負債合計		269,930		270,086
(純資産の部)				
I 株主資本				
1 資本金		95,000		95,000
2 資本剰余金				
(1) 資本準備金		253,212	253,212	
(2) その他資本剰余金		57,136	57,136	
資本剰余金計		310,348		310,348
3 利益剰余金				
(1) その他利益剰余金				

繰越利益剰余金	208,557	208,557	4,528	4,528
利益剰余金計		613,906		409,876
株主資本合計				
II 評価・換算差額等	△2,500	△2,500	2,281	2,281
(1) その他有価証券評価差額金				
評価・換算差額等合計				
純資産合計		611,405		412,157
負債・純資産合計		881,336		682,244

(2) 【損益計算書】

区分	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
	金額		金額	
	千円	千円	千円	千円
I 営業収益				
1 委託者報酬		1,539,414		1,215,887
2 運用受託報酬		22,553		32,517
3 投資助言報酬		39,914		46,635
4 その他営業収益		18,097		3,342
営業収益計		1,619,979		1,298,384
II 営業費用				
1 支払手数料		385,097		304,023
2 広告宣伝費		40,103		46,998
3 調査費		494,000		436,010
(1) 調査費	44,236		45,223	
(2) 委託調査費	449,763		390,786	
4 委託計算費		87,729		90,493
5 振替投信費		5,553		4,875
6 営業雑経費		13,691		14,958
(1) 通信費	6,492		8,842	
(2) 印刷費	2,334		1,781	
(3) 諸会費	2,966		2,786	
(4) その他	1,898		1,548	
営業費用計		1,026,176		897,360
III 一般管理費				
1 給与		347,416		403,208
(1) 役員報酬	50,188		44,986	
(2) 給与・手当	270,395		313,841	
(3) 賞与引当金繰入額	24,499		28,906	
(4) 賞与	—		4,663	
(5) その他報酬給料	2,331		10,809	
2 事務委託費		86,815		45,672
3 交際費		869		311
4 旅費交通費		13,852		1,955
5 租税公課		908		2,395
6 不動産賃借料		45,683		44,355
7 退職給付費用		4,455		5,608
8 福利厚生費		45,160		54,644
9 固定資産減価償却費		10,526		19,210
10 諸経費		20,070		20,264
一般管理費計		575,758		597,627
営業利益又は営業損失 (△)		18,044		△196,603
IV 営業外収益				
1 受取配当金		491		170
2 投資有価証券償還益		1,036		—
3 投資有価証券評価益		—		103
4 為替差益		—		1
5 その他		191		818
営業外収益計		1,719		1,093
V 営業外費用				
1 為替差損		2		—
2 投資有価証券償還損		—		6,602
3 投資有価証券評価損		394		—
4 その他		—		16
営業外費用計		397		6,618

経常利益又は経常損失 (△)		19,365		△202,128
VI 特別損失				
1 固定資産除却損	*1	3,306		612
2 移転費用		13,346		-
特別損失計		16,652		612
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		2,713		△202,741
VII 法人税等				
1 法人税、住民税及び事業税		2,140		
2 法人税等調整額		26,509		3
法人税等合計		28,649		1,288
当期純損失 (△)		△25,936		△204,029

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剩余金			利益剩余金	
		資本準備金	その他資本剩余金	資本剩余金合計	その他利益剩余金	利益剩余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	368,785	368,785
当期変動額						
剩余金の配当					△134,291	△134,291
当期純損失					△25,936	△25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	△160,227	△160,227
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557	208,557

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	774,133	468	468	774,601
当期変動額				
剩余金の配当	△134,291			△134,291
当期純損失	△25,936			△25,936
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△2,968	△2,968	△2,968
当期変動額合計	△160,227	△2,968	△2,968	△163,196
当期末残高	613,906	△2,500	△2,500	611,405

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

資本金	株主資本				
	資本準備金	資本剰余金		利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	95,000	253,212	57,136	310,348	208,557
当期変動額					
剩余金の配当					－
当期純損失					△204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△204,029
当期変動額合計	－	－	－	－	△204,029
当期末残高	95,000	253,212	57,136	310,348	4,528

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	613,906	△2,500	△2,500	611,405
当期変動額				
剩余金の配当	－			－
当期純損失	△204,029			△204,029
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		4,781	4,781	4,781
当期変動額合計	△204,029	4,781	4,781	△199,247
当期末残高	409,876	2,281	2,281	412,157

注記事項

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は、建物3～15年、器具備品3～15年です。 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
4 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産に係る評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

建物	51,845千円
器具備品	24,284千円
ソフトウェア	9,947千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、アセット・マネジメント事業の単一事業を営んでおり、当社の取締役会で承認した事業計画に基づき固定資産の減損の兆候の有無を判断した結果、当事業年度において減損の兆候は識別しておりません。

事業計画は、今後の当社の事業構想をベースとする将来の運用資産の伸びに対し、一定の仮定を置いて策定しております。事業計画に含まれる仮定には一定の不確実性が残るため、計画進捗において大幅な遅れが発生する等、資産グループの収益性の低下が確認された場合には、翌事業年度において、減損損失を認識する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(1) 収益認識に関する会計基準等

- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）
- 「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）

① 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

② 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(2) 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）

① 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

② 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

③ 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はない見込みであります。

(表示方法の変更)

(貸借対照表関係)

前事業年度において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に含めていた「未収投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「未収運用受託報酬」に表示していた13,036千円は、「未収運用受託報酬」2,775千円、「未収投資助言報酬」10,261千円として組み替えております。

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業収益」の「運用受託報酬」に含めていた「投資助言報酬」は、財務諸表利用者への有用な情報提供に資すると判断したため、当事業年度より区分掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業収益」の「運用受託報酬」に表示していた62,467千円は、「運用受託報酬」22,553千円、「投資助言報酬」39,914千円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
*1 有形固定資産の減価償却累計額は、16,513千円であります。	*1 有形固定資産の減価償却累計額は、31,705千円であります。

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
*1固定資産除却損の内訳 建物 2,883千円 器具備品 422千円	*1固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 612千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定例株主総会	普通株式	134	1,888	2019年3月31日	2019年6月20日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	71,129	-	-	71,129
合計	71,129	-	-	71,129

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、短期的な運転資金確保の観点から、資金運用については短期的な預金等に限定しております。前事業年度及び当事業年度において金融機関からの借入及び社債発行等による資金の調達はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資運用業及び投資助言業等からの債権であり、信用リスクに晒されておりますが、会社で定められた手続に従い管理しておりますので投資運用業者等の性格上そのリスクは軽微であると考えております。

営業債務である未払金、未払手数料、未払費用は、投資運用業及び投資助言業等の債務であり、会社で定められた手続に従い管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2を参照ください。）

前事業年度（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	247,640	247,640	-
(2) 未収委託者報酬	255,503	255,503	-
(3) 未収運用受託報酬	2,775	2,775	-
(4) 未収投資助言報酬	10,261	10,261	-
(5) 未収還付法人税等	38,065	38,065	-
(6) 投資有価証券	129,476	129,476	-
(7) 長期差入保証金	46,855	45,021	△1,833
資産計	730,578	728,745	△1,833
(1) 未払手数料	81,124	81,124	-
(2) その他未払金	15,037	15,037	-
(3) 関係会社未払金	12,432	12,432	-
(4) 未払費用	89,996	89,996	-
(5) 未払法人税等	1,624	1,624	-
負債計	200,214	200,214	-

（注）1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

(7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

当事業年度（2021年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	273,008	273,008	-
(2) 未収委託者報酬	203,230	203,230	-
(3) 未収運用受託報酬	2,478	2,478	-
(4) 未収投資助言報酬	4,170	4,170	-
(5) 未収還付法人税等	649	649	-
(6) 投資有価証券	36,964	36,964	-
(7) 長期差入保証金	46,855	45,324	△1,530
資産計	567,357	565,827	△1,530
(1) 未払手数料	69,392	69,392	-
(2) その他未払金	22,484	22,484	-
(3) 関係会社未払金	7,180	7,180	-
(4) 未払費用	89,023	89,023	-
(5) 未払法人税等	2,290	2,290	-
負債計	190,370	190,370	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資産

- (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬、(4) 未収投資助言報酬、(5) 未収還付法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

- (6) 投資有価証券

これらは投資信託であり、時価は基準価額によっております。

- (7) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、返還時期を見積ったうえ、将来キャッシュフローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

- (1) 未払手数料、(2) その他未払金、(3) 関係会社未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
匿名組合出資金(注1)	26	35
出資金(注1)	173	173

(注1) 上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	247,640	-	-
未収委託者報酬	255,503	-	-
未収運用受託報酬	2,775	-	-
未収投資助言報酬	10,261	-	-
未収還付法人税等	38,065	-	-
長期差入保証金	-	-	46,855

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
現金・預金	273,008	—	—
未収委託者報酬	203,230	—	—
未収運用受託報酬	2,478	—	—
未収投資助言報酬	4,170	—	—
未収還付法人税等	649	—	—
長期差入保証金	—	—	46,855

(注) 4. 金銭債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2020年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	81,124	—	—
その他未払金	15,037	—	—
関係会社未払金	12,432	—	—
未払費用	89,996	—	—
未払法人税等	1,624	—	—

当事業年度（2021年3月31日現在）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
未払手数料	69,392	—	—
その他未払金	22,484	—	—
関係会社未払金	7,180	—	—
未払費用	89,023	—	—
未払法人税等	2,290	—	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度（2020年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	18,471	15,000	3,471
小計	18,471	15,000	3,471
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	111,004	116,977	△5,972
小計	111,004	116,977	△5,972
合計	129,476	131,977	△2,500

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券

131,977千円

(注) 2. 前事業年度において、投資信託受益証券について503千円の減損処理を行っております。

減損処理にあたっては時価が取得原価に比べ50%程度以上下落しているものについては、合理的な反証が無い限り、時価が取得原価まで回復する見込みの無い著しい下落とみなし、減損処理を行っております。

当事業年度（2021年3月31日現在）

(単位：千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	29,335	25,500	3,835
小計	29,335	25,500	3,835
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	7,629	7,977	△347
小計	7,629	7,977	△347
合計	36,964	33,477	3,487

(注) 1. 取得原価の内訳

投資信託受益証券 33,477千円

2. 償還したその他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	7,536	1,479	443
合計	7,536	1,479	443

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

(単位：千円)

種類	償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
投資信託受益証券	104,897	2,997	9,599
合計	104,897	2,997	9,599

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社では、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）4,455千円、当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）5,608千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	8,474	9,998
未払法定福利費	1,329	1,418
未払退職金	820	820
投資有価証券評価損	353	353
繰越欠損金	10,919	75,570
資産除去債務	8,180	8,188
繰延資産償却費	1,024	899
その他	115	90
繰延税金資産小計	31,218	97,339
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	△10,919	△75,570
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△16,288	△21,768
評価性引当額 小計 (注1)	△27,207	△97,339
繰延税金資産合計	4,010	-
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	△8,041	△7,496
未収還付事業税	△3,464	-
その他有価証券評価差額金	-	△1,206
その他	△17	△20
繰延税金負債合計	△11,523	△8,723
繰延税金資産(△負債)の純額	△7,513	△8,723

(注1) 評価性引当額が70,132千円増加しております。この増加の主な要因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異の増加64,651千円であります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰延期限別の金額

前事業年度 (2020年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	-	-	-	-	-	10,919	10,919
評価性引当額	-	-	-	-	-	△10,919	△10,919
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度 (2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(※1)	-	-	-	-	-	75,570	75,570
評価性引当額	-	-	-	-	-	△75,570	△75,570
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	34.59%	34.59 %
(調整)		
住民税均等割額	77.36%	△0.63 %
評価性引当額の増減額	943.94%	△34.59 %
その他	0.01%	0.00 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1055.91%	△0.64 %

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

不動産賃借契約に基づく本社オフィスの退去時における原状回復費

2. 当該資産除去債務の金額の算定法

使用見込期間を主として取得から15年と見積り、使用見込期間に対応した割引率として国債の利回りを使用して資産除去債務金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
期首残高	-千円	23,648千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	23,642千円	-千円
時の経過による調整額	5千円	23千円
その他増減額	-千円	-千円
期末残高	23,648千円	23,672千円

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

当社は、アセット・マネジメント事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連情報)

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,588,504	11,709	19,765	1,619,979

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、公募投資信託であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数のため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める单一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	ケイマン諸島	その他	合計
1,271,460	9,954	16,969	1,298,384

(注) 営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地（ファンドの場合は組成地）を基礎として分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は、本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、一部営業収益の10%以上を占める投資信託があるものの、委託者報酬を最終的に負担する受益者は制度上把握していないため、記載を省略しております。

運用受託報酬・投資助言報酬・その他営業収益については、営業収益の10%以上を占める单一の外部顧客がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有)直接49.9	役員の兼務、業務委託	業務委託料(注1)	62,790	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	アストマックス株式会社	東京都品川区	2,013	持株会社	(被所有)直接49.9	役員の兼務、業務委託	業務委託料(注1)	13,000	-	-

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 業務委託料については、委託業務の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、投資顧問契約の締結	投資顧問料(注1)	114,595	未払費用	28,785

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
財務諸表作成会社と同一の親会社をもつ会社	株式会社 Magne-Max Capital Management	大阪府 大阪市	95	投資助言業	-	役員の兼務、投資顧問契約の締結	投資顧問料(注1)	79,411	未払費用	33,993

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資顧問料については、投資顧問契約の内容を勘案し、両社協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ株式会社（東京証券取引所に上場）

ソフトバンクグループジャパン株式会社（非上場）

ソフトバンク株式会社（東京証券取引所に上場）

Aホールディングス株式会社（非上場）

Zホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

Zホールディングス中間株式会社（非上場）

ヤフー株式会社（非上場）（注）

（注）Zホールディングスグループの組織再編に伴い、2021年4月1日に当社の株式がヤフー株式会社からZフィナンシャル株式会社へ異動したため、直接の親会社につきましては、Zフィナンシャル株式会社に変更しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
1株当たり純資産額	8,595円73銭	5,794円51銭
1株当たり当期純損失金額(△)	△364円64銭	△2,868円44銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—	—
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注1) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日現在)	当事業年度 (2021年3月31日現在)
純資産の部の合計額	611,405千円	412,157千円
普通株式に係る期末の純資産額	611,405千円	412,157千円
普通株式の発行済株式数	71,129株	71,129株
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	71,129株	71,129株

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
当期純損失金額(△)	△25,936千円	△204,029千円
普通株式に係る当期純損失金額(△)	△25,936千円	△204,029千円
普通株式の期中平均株式数	71,129株	71,129株

(重要な後発事象)

(多額な資金の借入)

- 当社は、2021年5月31日開催の臨時取締役会決議に基づき、運転資金の効率的な調達を行うため、以下のとおり極度貸付契約を締結いたしました。
- 極度貸付契約締結の概要

(1) 契約締結先	Zホールディングス株式会社	アストマックス株式会社
(2) 極度額	300,000千円	100,000千円
(3) 借入金利	短期プライムレート+0.1%	短期プライムレート+0.1%
(4) 契約日	2021年5月31日	2021年5月31日
(5) 契約期間	2021年5月31日から2年間	2021年5月31日から2年間
(6) 担保状況	無し	無し
(7) 資金使途	運転資金	運転資金

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2)運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- (4)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要的取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1)定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社は、定款について令和3年3月8日付で下記の通り変更を行ないました。委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- ・商号の変更を行うための変更

出資の状況について、令和3年4月1日付でZフィナンシャル株式会社が委託会社の議決権の数の割合の50.1%（議決権の数は35,635）を保有することとなりました。

- (2)訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）

信託約款

PayPayアセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第19条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、投資信託証券（金融商品取引法第2条第1項第10号に規定する投資信託及び外国投資信託の受益証券並びに同項第11号に規定する投資証券及び外国投資証券をいいます。）に投資を行ないます。

(2) 投資態度

①米国の株価指数を対象とする先物取引（以下、「株価指数先物取引」といいます。）と当該株価指数を対象とするボラティリティ・インデックス（VIX）先物取引（以下、「VIX先物取引」といいます。）を活用する投資信託証券への投資を通じて、収益の獲得を図ります。当該投資信託証券の投資割合は、原則として高位を保ちます。余剰資金については、わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

※米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券及びわが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券とは、この投資信託においては、別に定める投資信託証券に限るものとします。なお、別に定める投資信託証券は、運用実績等を勘案し、委託者の判断により変更となる場合があります。

②外貨建資産（投資信託証券を通じて実質的に組入れる外貨建資産を含みます。）については、原則として為替ヘッジを行ないません。

③市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

①投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②株式への直接投資は行ないません。

③外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

④デリバティブの直接利用は行ないません。

3. 収益分配方針

①毎決算期に収益の分配を行なう方針です。ただし、基準価額の水準や市場動向等を勘案して収益の分配を行なわない場合もあります。

②分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

③信託財産に留保した収益の運用については、特に制限を設けず、「基本方針」および「運用方法」に基づき元本と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
PayPay投信 米国株式ボラティリティ戦略（為替ヘッジなし）

信託約款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、PayPayアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下、「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下、本条、第18条第1項、同条第2項および第24条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2030年10月25日までとします。ただし、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(受益権の取得申込の勧誘の取扱者ならびに条件)

第6条 委託者は、その指定する販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下、総称して「指定販売会社」といいます。）に、第8条の規定により分割される受益権の取得申込の勧誘を取扱わせます。

(当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第21条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 前項の場合において、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下、同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、第23条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下、「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第13条 指定販売会社は、第8条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款に従い自動けいぞく投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ② 指定販売会社は、取得申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受付を行ないません。
- ③ 第1項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の規定にかかわらず、受益者が自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第32条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が

記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第16条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に掲げるものをいいます。以下、同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下、同じ。）
 - ハ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第17条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下、「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(利害関係人等との取引等)

第18条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。）および受託者の利害関係人、第24条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第16条、第17条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条、第23条、第27条から第29条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第19条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第20条 同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポートジャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

- ② 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャー及びデリバティブ取引等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないこととし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託

財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第22条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(信託業務の委託等)

第24条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混藏寄託)

第25条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下、本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混藏寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第26条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認め

るときは、すみやかに登記または登録をするものとします。

- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

(有価証券売却等の指図)

第27条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第28条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します

(損益の帰属)

（換算・処理）
第30条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します

(受託者による資金の立替え)

第31条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等および他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
 - ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第32条 この信託の計算期間は、毎年10月26日から翌年10月25日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2021年10月25日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下、

「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(信託財産に関する報告等)

第33条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第34条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、当該費用に係る消費税等に相当する金額ならびに受託者の立替えた立替金の利息(以下、次項に定める諸費用と合わせて、「諸経費」と総称します。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用(消費税等に相当する額を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
 - 1. 有価証券届出書、変更届出書、目論見書、有価証券報告書、半期報告書、臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 2. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 - 3. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。)
 - 4. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 5. 信託財産に係る監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて、実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にも見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率を乗じて得た額とし、第32条に規定する計算期間を通じて毎日計上されます。

⑥ 諸費用は、第35条第2項に規定する信託報酬の支弁と同一の時期に信託財産中から支弁するものとします。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第35条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第32条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の55の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（6ヶ月終了日が休業日の場合は、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第36条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第11条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下、同じ。）は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をすると引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第38条 受託者は、収益分配金については前条第1項および第2項に規定する支払開始日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については第37条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（信託契約の一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として指定販売会社が定める単位をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。ただし、解約請求申込日が別に定める日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付を行ないません。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌々営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受けたものとして、第3項の規定に

準じて算出した価額とします。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第41条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

(信託契約の解約)

第42条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第43条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第47条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第44条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第47条の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第45条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡する THERE があり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第46条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第47条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第47条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下、同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

- ② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあってはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下、本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第48条 この信託は、受益者が第40条の規定による一部解約の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が

当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第42条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第49条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第50条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(公告)

第51条 委託者が行なう公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

公告アドレス <https://www.paypay-am.co.jp/notification/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、官報に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 この約款において「自動けいぞく投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「自動けいぞく投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第2条 第37条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2020年10月29日

委託者 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
アストマックス投信投資顧問株式会社

代表取締役 明丸 大悟

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社
取締役社長 長島 巍

1. 別に定める投資信託証券

約款第19条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」は次のものをいいます。

米国の株価指数先物取引とVIX先物取引を活用する投資信託証券

・アイルランド籍外国投資証券ABRダイナミックブレンド・エクイティ&ボラティリティファンド

わが国の短期公社債を主要投資対象とする投資信託証券

・親投資信託国内短期債券マザーファンド

2. 別に定める日

約款第13条第2項および第40条第1項の「別に定める日」は次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所の休業日

アイルランドの銀行の休業日